

包括根保証廃止の後先 - (2) (具体的対応策)

先々週の「包括根保証」廃止のレポートに対し、幾つかの質問が寄せられた。紙幅の関係と舌足らずな説明のせいかもしれないが、もう少し個別的具体的な説明を試みたい。関心のある方はお付き合い下さい。

社長1人が保証人となっているケース

社長は銀行に対し「包括根保証」契約を結んでいる(筈である)。金額は勿論、期間も定めず(無期限)、保証対象科目も定めていない保証である。これが4月からなくなった。廃止に伴い、4月以前に契約した期限無しの包括根保証は自動的にその有効期限が3年となった。即ち、20年3月迄に限定根保証に変更しなければ保証範囲がその時点の債務に特定される(確定と呼ぶ)。従って、銀行は20年3月迄に「包括根保証 限定根保証」への変更手続きを行う必要が生じている。何時手続きを行うかは個社別に違うが3年以内に必ずやる。その時、社長はどう対応するか。銀行の提示する保証上限金額、期間、科目をそのまま受け入れるか、あるいは一部修正を求めるか。その辺を今から考えておく必要がある。

会長や後継者も保証人となっているケース

包括根保証となっている場合、社長と同じように3年以内に変更手続きが求められる。実体上の地位や登記上の役職等によって銀行の対応は異なると思うが、社長とは違うので、ここで交渉により変更手続きを行わず保証債務を確定させてしまうのも一法。確定してしまえば特定債務保証に切り替わる。返済が進めば保証債務も自動的に減少する。銀行は困ると云うだろうが、「原則、保証人は社長だけ」を訴える良い機会である。

又、既に限定根保証になっている場合であるが、これも3年以内に期間の更新等の手続きを行うことになる。この時、更新しなければ前述のように保証債務は確定する。確定させてしまう方が良いと思うが、ここも銀行との交渉になる。云われる儘の署名捺印が一番いけない。

親族が保証人になっているケース

包括根保証になっているか限定根保証になっているかに関わらず、3年以内に到来する手続き

時に更新手続きを行わず、保証債務を確定させてしまうことをお勧めしたい。その時点に存する債務だけにしてしまえばいずれ保証債務は消えてしまう。そして以降、親族には保証を依頼しないようにしたい。

第三者が保証人になっているケース

第三者の場合は、おそらく既に限定根保証になっていると思う。旧い契約の場合は包括根保証になっている場合もあるかもしれない。いずれにせよ、今回の改正で向こう3年以内に銀行から何らかのアクションがある。アクションがない場合、根保証は確定してしまうので全てが特定債務保証となる。銀行サイドが根保証でなく普通保証でよいと判断すれば、特段アクションを起こさないかもしれない。それを期待したいが、現実には変更手続きを要請してくる方が多いのではないかと思う。その場合、当然ながら当方としては変更手続きをせず保証債務を確定させてしまいたい。確定とは、不動産担保で云えば、根抵当権から抵当権への転化を意味するが、第三者の場合は必ず確定させてしまいたい。これは「必ず」である。それは、根保証は第三者に相応しくない保証形態と考えるからである。逆に云えば、第三者に根保証を求める金融機関は要注意である。私なら銀行にそう主張する。

他社への保証人になっているケース

特定債務保証になっていれば銀行からのアクションはない。根保証になっている場合は前述のように3年以内に変更手続き(兼保証意思確認)があるかもしれない。その時は、更新手続きを拒否し保証債務を確定させてしまいたい。これは、上記第三者の保証と同じ考え方である。

最後に。過去何度か触れたように連帯保証は非常に過酷な制度である。だからこそ今回の改正があった訳でだが、改めて確認しておきたい。連帯保証人には、(本人に請求してから当方に請求しろ、という)催告の抗弁権、(本人をよく調べてから当方に来い、という)検索の抗弁権、(保証人は 人いるから責任は 分の1、という)分別の利益、が無い。デフォルトが起こった場合、主たる債務者と同じ立場にたつのだという自覚を以て保証のサインをしなければならない。その覚悟がないならばサインしてはならない。「形だけ」等は絶対ない世界なのだから。